

憲法改悪阻止!

人権と民主主義の
花開く21世紀を!
名張毒ぶどう酒事件
の再審を勝ち取ろう!

9月25日号

第2058号付録

2023年

愛知版984号



1か月300円(郵送料1部40円)
日本国民救援会発行

〒113-8463 東京都文京区湯島
2-4-4 平和と労働センター内
電 話 03(5842)5842
FAX 03(5842)5840

http://www.kyuenkai.org
eメール info@kyuenkai.org

日本国民救援会愛知県本部 名古屋市中区大須4-10-26 大須土方ドリムマンション401 TEL052-684-5825 FAX052-684-6355 http://aichi-kyuuenkai.com/

「逮捕・起訴の違法性を明らかにした証言が法廷を圧倒」

白龍町マンション暴行でつち上げ事件損害賠償裁判

9月8日に「白龍町マンション暴行でつち上げ事件国家賠償裁判」控訴審(名古屋高裁民事2部:長谷川恭弘裁判長)の第5回口頭弁論で弁護側が求めた学者2人の証人尋問がおこなわれました。

小山剛慶応大学教授(憲法学)は「DNA型データベースについて運用する法律自体が存在せず、個人情報の保護や目的変更、目的外利用に関する規則も第三者機関による監視体制も皆無だ。すべて警察の裁量に任されている」「DNA型データベースについて立法化がまったくされていない国は極めて珍しい。立法化されている諸外国では、無罪になって犯罪の証明がない場合にDNA型を保有し続けていいというところは見当たらない」と述べました。



法廷で堂々と証言した小山教授と水野准教授(右)

水野陽一北九州市立大学准教授(刑事法学)は、「警察官は奥田さんへの現行犯逮捕を『被害者』の現場監督と『目撃者』である警備員の証言、防犯カメラ映像でおこなっているが、マンション建設反対運動をめぐる利害関係者の証言で犯人と推定するのは軽率である」「防犯カメラ映像も暴行の被疑事実を確認できない曖昧な映像だった。せめて科学捜査研究所に防犯カメラ映像分析をゆだねて、裁判所へ逮捕令状発布を仰ぐべきだった」「検察官は有罪判決の見込みを得られる証拠がないにもかかわらず起訴に踏み切った。警察官と検察官どちらも職務上の法的義務に反し国家賠償法上の違法性が認められる」と述べました。

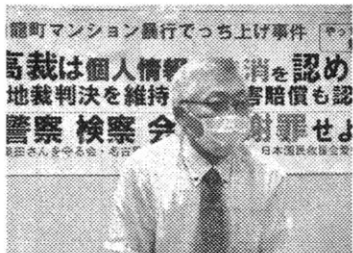
報告集会では弁護団から「裁判長から、諸外国での状況、法解釈、取り調べのあり方などについて証人に質問が多く出されたのが印象的だった。裁判としては成功だった」

「裁判所から文書提出命令が出された。目撃者の警備員を検察官が取り調べた調書と、奥田さんの携帯電話から抽出したデータだ」

「来年3月ぐらいには判決が出る。今日の尋問を踏まえて最終準備書面を書き裁判長を納得させる書面を作る」と報告。

原告の奥田恭正さんは「最後まで傍聴ご支援お願いいたします」と訴えました。

次回は12月25日(月)14:00に名古屋高裁大法廷でおこなわれます。



大法廷を埋め尽くす傍聴支援をと訴える奥田さん

「許せぬ! 検察の姑息な引き延ばし 裁判所は断罪を」

鈴鹿殺人事件3者協議で記者会見がおこなわれました

9月7日に5回目となる鈴鹿殺人事件の3者協議がおこなわれ、終了後、記者会見がおこなわれました。

弁護団からは、「本日の3者協議には検察官が事務官2名を立ち合わせてくれと言ってきた。検察は7月末に意見書を提出してきており、それに対して、9月4日に反論を提出して本日臨んだ」

「LINE社からの回答は、無料スタンプが自動でダウンロードされる条件はある、との回答だった。もちろん手動ダウンロードの可能性は否定していない。いくつかの条件が前提で自動だと検察官は主張している」

「検察はフォアグラウンド状態で自動受信できるとして、手動であるとするなら、立証責任は弁護側にあることをことさら主張した。裁判所はメール到着の状態でも、自動であるかどうかLINE社に確認してくれと言ったが、検察はその回答含め、持ち帰らせてほしいとした」

今回の3者協議は10月31日(火)13:30におこなわれます。

スマホをめぐる時系列について

10:50 加藤さん、現場を離れる

13:00過ぎ スマホにメールが届く

もしLINEアプリが作動中でも、バックグラウンドでの待機状態になる

16:37 スタンプがダウンロードされる(これが自動か手動か問題)

18:06 両親が遺体を発見したとして、119番通報

その後、警察のスマホ発見時にメール着信画面になっている



【解説】スマホをめぐる論争では、LINEアプリがスタンプを自動でダウンロードできるかどうか争点になっています。手動でしかできないのであれば、遺体のそばに犯人または関係者がいて、通報はその1時間半後におこなわれた事になります。それは加藤さんではありえません。加藤さんのアリバイは11:05以降、すべて明らかで、愛知県内にいたことが証明されているからです。

16:30頃、何者かが被害者のスマホを操作して、スタンプのダウンロードをおこなったことが明らかになれば、加藤さんが犯人でないことが証明されます。

※文中のフォアグラウンドとバックグラウンドとは、スマホの画面において、複数アプリが作動している際に、どの画面が表示されているかを示すものです。

加えて加藤さんの車の中から、被害者宅のドアのカギが発見されていますので、これを仕込んだ人物(警察官しかいません)がいることも同時に証明されてしまうので、検察は徹底的に抗戦してくることは、袴田事件の例を見ても明らかです。

袴田事件は10月27日に再審公判開始が濃厚になりました

多くの経験を持ち寄り県本部大会議案を充実させ、事件支援と組織の強化を必ず!